

議案第66号

北名古屋市役所の位置を定める条例の一部改正について

北名古屋市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成27年8月26日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市役所西庁舎分館を解体し、西庁舎と一体利用する建物を増築するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例

北名古屋市役所の位置を定める条例（平成18年北名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。